

奈良県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十七年十月三十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
まきむく草庵	桜井市草川五八